

電気切替キャッシュバック制度

「電気切替キャッシュバック制度」とは、東京電力エナジーパートナー株式会社の「プレミアム S」「プレミアム L」「プレミアムプラン」から東京ガス株式会社の電気（基本プラン・ずっとも電気3）を申し込みいただいた方で、下記要項の適用条件を全て満たしたお客さまに5,000円（税込）をキャッシュバックする制度です。

電気切替キャッシュバック制度 要項

本要項は、「電気切替キャッシュバック制度」に関する取扱いを定めたものです。

1. 適用開始日

本要項は、2021年6月23日より適用します。

2. 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本要項においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件等

東京ガス（以下、「当社」といいます。）は、お客さまが以下のすべての条件を満たし、かつ当社が承諾した場合にキャッシュバックを行います。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 2021年6月23日以降に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の営業箇所にて行うと同時に、当社所定の「電気切替キャッシュバック制度申込書」によりキャッシュバックの申し込みを行うこと。
- ② 電気申込書（「電気需給契約【低圧】申込書」、「ガス小売事業者切り替え申込書（東京地区等専用）兼 電気需給契約【低圧】申込書」等）と「電気切替キャッシュバック制度申込書」のお客さま情報が一致していること。
- ③ 当社の電気料金メニューの基本プランまたはずっとも電気3が適用されていること。
- ④ 電気の需給開始日が2021年6月23日以降かつお申し込みから6ヶ月以内であること。
- ⑤ 当社の電気需給契約に申し込む時点において、東京電力エナジーパートナー株式会社の「プレミアム S」「プレミアム L」「プレミアムプラン」（以下、総じて「プレミアムプラン」といいます。）のいずれかを契約しており、プレミアムプラン解約に伴い「解約金」が発生すること。また、その契約内容を確認できる書類を提出いただくこと。
- ⑥ 電気の需給開始後、同一需要場所で連続して2ヶ月間当社の電気を使用していること。なお、キャッシュバック時点で、当社の電気需給契約を解約していた場合には適用対象外となります。
- ⑦ キャッシュバック時点で、当社の「ガス・電気セット割」の適用^{*1}があること。

※キャッシュバックの手続きに支障がある場合や電気の供給開始に必要な情報を提供いただけ

ない場合等、当社が必要と判断した場合にはキャッシュバックを行えないことがあります。

*1：当社ガスと電気の使用場所・契約者が同一であり、かつガス・電気料金を合算でお支払いいただける方に適用されます。

4. キャッシュバック金額

電気需給契約ごとに、5,000円（税込）をキャッシュバックします。

5. キャッシュバック方法

当社は以下の方法にて、キャッシュバック金額をお支払いします。

(1) 電気需給開始後2ヶ月経過した日から起算して原則2週間以内を目途に「電気切替キャッシュバック制度申込書」にご記入いただいた金融機関口座へ振り込みにてお支払いします。

お支払いの方法は、当該申込書にご記入いただいた金融機関口座への振り込み一択となり、その他のお支払い方法には対応いたしかねますのでご了承ください。また、振込手続きに必要な情報に不足・不備等がある場合等、キャッシュバックまでに時間を要する場合がございます。

(2) 当社は、ウェルネット株式会社に送金業務を委託します。

6. 「電気切替キャッシュバック制度 要項」の変更および廃止

当社は、予告なく本要項を変更・廃止することがあります。この場合、あらかじめ一定期間、変更・廃止のお知らせおよび変更・廃止日を当社ホームページ（cashback.tg-power.jp）に掲載します。また、軽微な場合には、事前の周知なく本要項を変更する場合があります。

以上

【お問い合わせ先】

東京ガス電気切替キャッシュバック事務局

電話番号：03-6735-7191

受付時間：9時～17時（土日祝を除く）